

## 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

### <調査研究報告書タイトル>

子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究

### <実施主体名>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

本調査研究は、子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインの検討・作成を行い、報告書をまとめた。当該ガイドラインの検討・作成、報告書の取りまとめにあたっては、8名の有識者による検討委員会を設置した。また、自治体、児童福祉施設経験者、有識者へのインタビュー調査を行った。

本調査研究において作成したガイドライン（報告書本編）の概要は以下の通りである。本ガイドラインは、子どもの権利擁護を実現するために、都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が設置する児童福祉審議会（以下「児福審」という。）を活用した（社会福祉審議会が設置されている場合は同審議会の活用を含む）子どもの意見表明及び関係機関の申立て・申出の仕組みに関して、都道府県等が取り組むべき体制整備、運用の指針を提示するものである。必要な体制として主に想定するのは、児福審「子ども権利擁護部会」（仮称）の設置、意見表明又は申立て・申出を受け付ける窓口の整備、「子ども権利擁護調査員」（仮称）及び「子ども意見表明支援員（通称：子どもアドボケイト）」（仮称）の配置である。

対象となる子どもは児童相談所の支援に関わる全ての子どもであり、具体的には、児童福祉施設・一時保護施設入所中、里親委託中、在宅支援における児童相談所の措置等<sup>1</sup>に関係する全ての子どもを対象とし、児童相談所の措置等がされなかった子ども（例：一時保護を求めたのに保護されなかった子ども）も対象となる。想定する子どもの意見表明の範囲は児童相談所の措置等に対する不服（措置等がされなかった場合を含む）、施設入所中、里親委託中における生活上の不満・問題、在宅指導中における児童相談所への支援に対する不満・問題、一時保護中の不満・問題である。

関係機関が申立て・申出をできる範囲は、特定の子どもに対する児童相談所の措置等に対する不服（措置等がされなかった場合や、子どもが不利益を被ると考えられる場合を含む）に限る。不服は子どもにとって不利益を被ると関係機関が考える場合であり、関係機関自身の不服は扱わない。関係機関の範囲としては学校関係者、教育委員会、医療機関、要保護児童対策地域協議会構成メンバー、児童福祉施設、里親、親族を想定する。

---

<sup>1</sup> 一時保護を含む。「措置等」について以下同じ。